○生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 秋 岡 芳 郎

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第49号 鳴門市手数料徴収条例の一部改正について」ほか議案1件であります。

当委員会は、6月22日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第49号 鳴門市手数料徴収条例の一部改正について」でありますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、個人番号通知カードの交付が廃止されたことに伴い、個人番号通知カードの再発行手数料の項目を削除する改正を行うものでした。

委員からは、今までの個人番号通知カードの再発行数について質疑があり、理事者からは、再発行数は164件であるとの説明を受けました。

また、委員からは、個人番号通知カードが廃止となる理由について質疑があり、理事者からは、社会のデジタル化を推進するために、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードへの移行を促進していくためであるとの説明がありました。

また、委員からは、出生等により、新たに個人番号が付番される場合について質疑があり、理事者からは、今後、新たに個人番号が付番される場合は、個人番号通知書が送付されることになっているとの説明がありました。

さらに、委員からは、個人番号を証明する書類についての確認があり、理事者からは、個人番号を証明する書類として使用できるのは、個人番号カード、個人番号の記載のある住民票、及び記載事項に変更のない個人番号通知カードの3点であるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第50号 鳴門市国民健康保険条例及び鳴門市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」でありますが、国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染等があった被用者に対する、傷病手当金の支給に関する特例を規定する改正を行うものでありました。

委員からは、傷病手当金の申請対象者について質疑があり、理事者からは、国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、給与等の支給を受けている被用者が対象であり、事業主等は対象にならないとの説明がありました。

また、委員からは、傷病手当金の支給申請の手続きについて質疑があり、理事者からは、基本

的には、世帯主、事業主及び医療機関より記入された申請書の提出が必要であるが、新型コロナウイルス感染症の疑いで、自主的に休養した場合など、医療機関において申請書が記入できない場合等については、世帯主と事業主によって記入された申請書等の提出により、手続きをして頂くとの説明がありました。

さらに、委員からは、傷病手当金に関する補正予算の積算根拠についての質疑があり、理事者からは、徳島県の帰国者・接触者相談センターへの相談人数を考慮して、人数については60人を想定し、一人当たりの支給日数については7日と想定して積算しており、傷病手当金に係る費用は、国から全額補てんされるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。